

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで複数の建設事業において石綿ばく露作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、A病院に受診し「右肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その後、同年〇月〇日、Bがんセンターに転医し、療養を続けている。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、C市に所在した最終石綿ばく露事業場である会社D工業を管轄している労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した本件疾病について

E医師作成の平成○年○月○日付け意見書及びF医師作成の同年○月○日付け意見書によれば、請求人の本件疾病は、全身スクリーニング（PET検査）及び手術による摘出検体の病理検査により原発性肺がんと診断されているところ、当審査会としても、両医師の診断に鑑み、請求人に発症した本件疾病は、「原発性肺がん」とであると判断する。

(2) ところで、石綿にさらされる業務による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、認定基準に基づき、以下検討する。

ア 被災者の石綿ばく露期間について

監督署長は、調査復命書記載の石綿ばく露作業従事歴に基づき請求人の石綿ばく露期間を「12年3か月」と推定している。当審査会において、改めて、請求人の申述等一件記録を精査した結果、上記石綿ばく露作業歴には必ずしも石綿へのばく露が明白とは言えない期間があるものの、石綿ばく露があった可能性も否定できないことから、請求人が10年以上の期間石綿ばく露作業に従事していたものと認定する。

イ 石綿肺の所見について

G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「両側下葉胸膜直下に分枝状影、dot-like opacity、胸膜下曲線（SPLS）、網状

影を呈し石綿肺の初期病変として矛盾しない。また病理結果を合わせて考えると右は石綿肺初期病変の中に肺胞置換型の肺癌が発生し徐々に広がったと考えられる。」と述べている。これに対し、E医師は、上記意見書において、「不明」としている。さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「X-P、CT画像から石綿肺(第1型以上)の所見は、認められない。」と述べている。

上記各医師の所見からすると、被災者に石綿肺が発症していたとの確定診断は得られていないものと判断することが相当であり、当審査会としては、認定基準の要件である第1型以上の石綿肺の所見は認められないものと判断する。

ウ 胸膜プラークの所見について

(ア) E医師、F医師及びH医師は、いずれも「所見無し」との意見を述べているところ、G医師は、上記意見書において、「典型的胸膜プラークは見られない。しかし壁側胸膜肥厚を疑う所見もあり薄いプラークも否定できない。特に2014/8/6ではplainで左51、52、53/849はプラーク疑い、ともとれる。」と述べており、I医師は、上記術中動画から「初期の胸膜プラークが認められる。」旨所見している。

(イ) そこで、当審査会において、上記術中動画を読影したところ、請求人の胸膜には初期段階のプラークがあると判断し、更に確認のために、J医師に鑑定を依頼したところ、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(平成〇年〇月〇日、肺がん手術時の動画において)壁側胸膜に肋骨に縦走するごく軽度の肥厚を伴う白色の帯状変化を認める。この胸膜病変は、早期の石綿プラークの所見として矛盾しないと判断できる。」との回答を得た。当審査会としては、読影結果及び同医師の医学的見解を踏まえ、請求人には胸膜プラークの所見が認められるものと判断する。

(3) 以上のことを総合すると、請求人の本件疾病は原発性肺がんであり、また、請求人には、最初の石綿ばく露作業を開始してから10年以上の従事期間が認められ、かつ、胸膜プラークの所見が認められる。したがって、当審査会としては、請求人に発症した本件疾病は、認定基準に定める要件を満たしているものと判断することが相当であり、業務上の事由によるものであると判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休

業補償給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。